

医療機関等の受診は

マイナ保険証をご利用ください！！

令和6年12月2日以降、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行したことに伴い、**組合員証及び組合員被扶養者証は令和7年12月2日以降使用することができなくなります。今後はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけます。**

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用できるようにするには、「**健康保険証の利用登録**」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、**早めの登録を行ってください。**

「健康保険証の利用登録」はどこでできるの？

マイナポータル



アクセスはこちら

スマホで
簡単！

医療機関窓口の カードリーダー



受診時に
簡単に
できる！

セブン銀行ATM



カードを
かざし、4桁の
暗証番号を
入れるだけ！

マイナ保険証のメリットは？

- 初めての医療機関等でも、特定健診情報や過去の薬剤情報を医師等と共有できる！
- 医療費が高額となる場合の限度額適用認定証の手続きや、高齢受給者証の持参が不要に！

マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書を順次交付します

マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要となるため、資格確認書を順次交付します。

対象者

現在組合員証又は組合員被扶養者証をお持ちの方で、マイナ保険証をお持ちでない方

※令和6年12月2日以降に、新規採用・異動等された方で資格確認書をお持ちの方は新たに資格確認書は交付されません。

配布時期

令和7年12月1日までに順次交付

有効期限

令和8年3月31日

※令和8年4月1日以降の資格確認書については、別途交付予定です。スケジュール等確定しましたら周知いたします。

現在お持ちの組合員証及び組合員被扶養者証について

令和7年12月2日以降に各自で破棄をお願いします。

個人情報が記載されておりますので、破断などのうえ破棄ください。

ただし、令和7年12月1日以前に異動・退職等される場合は返却が必要となりますのでご注意ください。

マイナ保険証関連の情報は厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

